

京都市立芸術大学 音楽ホール兼講堂 整備方針（案）  
（技術提案のテーマ② 参考資料）

京都市立芸術大学の移転に伴う音楽ホール（講堂）の整備については、その主たる使用目的（教育・研究活動）、使用者（教員、学生）、使用頻度等を考慮し、以下の方針とする。

- 1 音楽ホール（講堂）は、室内楽を中心にオーケストラやオペラ上演が可能な施設とし、音響設計を最優先課題とする。なお、設計に当たっては、使用頻度の高い室内楽での使用を基本としたものとする。
- 2 エンドステージ型、シューボックス形式とプロセニウム形式の転換を可能なものとする。また、舞台開口については可変とし、ステージ規模については、ステージ上で合唱付きオーケストラおよびオペラ上演が可能なよう、幅18m、奥行14m、高さ15m程度とする。
- 3 席数は800席程度（オーケストラピット使用時は700席程度）
- 4 メンテナンス等の負担を考慮し、照明・音響等の設備機能は、必要最小限のものとする。ただし、電源を十分に確保するなど、演奏会開催時等、必要に応じて外部業者等を利用できるようにする。  
また、設備の操作は簡易なものとし、学生だけでも使用できるようにする。
- 5 学内使用優先等の条件付きで外部へ貸し出すことも可能とするが、学内での使用頻度の高さを考慮し、受付、クローク等の外部への貸出（いわゆる貸館）を想定した仕様は不要とする。
- 6 音楽棟と音楽ホール（講堂）の関係は、楽器の運搬が屋内の段差等のない通路で行えるようにすることや、音楽棟内の練習室等が音楽ホール（講堂）の使用時に楽屋としても使用できるなど、配置、導線には十分留意する。